

滋賀県男女共同参画計画の策定について

趣 旨

○現在の「滋賀県男女共同参画～新パートナーしがプラン～」が平成27年度に終期を迎えることから、社会情勢の変化や新たな課題などに的確に対応し、今後の方向性を明らかにする新たな計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に進める。

計画の性格

○男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画

- ・現在国会に提出されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」に基づく「都道府県推進計画」については、国の動向に注視しながら、次期計画に盛り込む方向で検討を進める。

計画の期間

平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 5か年計画

策定経過

○男女共同参画審議会

- H26.8.28 第1回審議会(現状について)
- H26.10.30 知事から審議会会長へ計画改定について諮問
第2回審議会(意識調査結果、論点整理)
- H26.12.25 第3回審議会(計画の基本的な考え方について)
- H27.3.26 第4回審議会(計画素案(たたき台)について)

○県議会

- H26.5.14 政策・土木交通常任委員会
(男女共同参画計画の策定について)
- H26.11.25 政策・土木交通常任委員会
(男女共同参画の現状と課題等)

○庁内推進本部

- H26.6.24 推進本部幹事・連絡員合同会議
- H26.10.16 推進本部幹事・連絡員合同会議
- H26.10.28 推進本部本部員会議

多様な意見の反映

【26年度の実績】

- ・県民意識調査の実施
- ・県政モニターアンケートの実施
- ・市町等との意見交換(随時)

【27年度の取組実績・予定】

- ・しが未来カフェ(県民との意見交換)5月17日(日)開催
- ・有識者、企業、経済団体、大学生、子育て支援団体、女性団体等、幅広い層に対してヒアリングを実施(6～8月)
- ・県民政策コメントにあわせて、出前説明会を開催

今後のスケジュール案

- H27.9 審議会から知事に対して答申
- H27.10～11 計画(素案)作成
- H27.12～H28.1 県民政策コメント実施
- H28.3 次期計画策定・公表

【第1章】計画の趣旨

策定の趣旨

本県が直面する社会情勢の変化や新たな課題などに的確に対応し、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に推進する。

計画の性格

- 男女共同参画基本法および条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- 県民や事業者および市町の意見を反映させた県民参加による計画 など

計画の期間

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

【第2章】男女共同参画の現状と課題

固定的な性別役割分担意識

- 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」に同感する割合は、41.2%。
- 「日常生活で不平等を一番感じるところ」は、「地域社会」が30.9%と最も高い。

ワーク・ライフ・バランス

- 男女とも、仕事と家庭生活等のバランスを取りたいものの、実際には男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先。
- 介護を理由に離職する人は増加傾向。

女性の働き方や就労形態

- 女性の労働力率のM字カーブは深く、全国39位の深さ。
- 一方、25～44歳の無職女性の約6割が就労を希望。
- M字カーブは40歳代で回復するが、パートタイム労働者の割合が高くなる。
- 起業者に占める女性の割合は、9.3%で全国40位の低さ。

方針決定過程への女性の参画

- 管理的職業従事者に占める女性の割合は、11.7%で、全国43位の低さ。
- 管理職に女性が少ない理由としては、県民意識調査では、仕事と家庭の両立の困難さや、男性優位の意識などが挙げられている。

男性の育児等への参画と意識

- 男性の30歳代の約2割が、週60時間以上働いており、長時間労働が課題。
- 共働きかどうかにかかわらず、男性の家事・育児時間は1日のうち1時間未満であり、家事・育児の多くを女性が負担している。
- 県民意識調査では、男性が家事・育児等に参画するためには、男性自身の抵抗感の払拭や職場の環境整備などが求められている。

安心して暮らせる社会づくり

- 夫婦や恋人など親しい人間関係で起こる暴力について、女性は約7人に1人が経験している。
- 県内ひとり親家庭の世帯数は平成26年4月時点で14,452世帯で増加傾向。ひとり親家庭は、就労状況や経済的な理由で、子どもの養育等に不安を抱え、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況。

社会の変化

- 本県は人口減少局面に入ったと推測され、人口構成の変化が見込まれる中、男女が能力を最大限発揮し、ともに社会を支える男女共同参画の視点がますます重要。
- 三世帯世帯の割合は減少する一方、単独世帯は増加。今後、子育てや介護などを家族で支え合うことが困難に。

【第3章】計画の基本的な考え方

計画の目標

あらゆる場面で 男女共同参画を実感できる 滋賀へ

重視すべき視点

女性の活躍推進による地域の活性化

女性の活躍は、企業活動や地域に多様な価値観、新しい視点、創意工夫をもちらし、誰もが暮らしやすい社会、地域の活性化につながる。

男性にとっての男女共同参画

男性が、男女共同参画を人生にプラスになるものとして理解することは、多様で豊かな人生につながる。

様々な場面における男女共同参画の変化や進展の実感イメージ

県民だれもが身近な様々な場面で、男女共同参画の変化や進展を実感できるよう、取組を推進。

家庭で

- 男女ともに家事・育児・介護に参画し、喜びと責任を分かち合っている。
- 仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービスが整備されている。
- 男女の人権が尊重され、男女間の暴力が根絶されている。

働く場で

- 仕事と家庭の両立の困難さを理由に退職する女性が減り、いきいきと働く女性が増えている。
- 育休を取得する男性が増えている。
- 管理職や方針決定の場に参画する女性が増えている。

地域で

- 男女ともに自治会やPTA、防災活動等、様々な地域活動に参画し、地域に活気が生まれている。
- 固定的な性別役割分担意識による方針決定方法などの慣行が見直され、男女が協力して活動している。

【第4章】重点施策と取組の方向

家庭・地域における男女共同参画の推進

- 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり
- 地域の様々な活動分野における女性の参画促進
- 男性の家庭・地域生活への参画促進
- 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実
- 多様な選択を可能とするライフ&キャリア教育の推進

働く場における男女共同参画の推進

- 男女の均等な雇用機会の確保
- 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援
- 方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり
- 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり
- 女性の起業等への支援

男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

- 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実
- DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進
- 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- 生涯を通じた健康づくり
- 様々な困難を抱える人々への支援

【第5章】計画の総合的な推進

- 県の推進体制および取組の推進
- 県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進
- 公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- 国・市町との連携
- 調査・研究の推進